

令和5年度4月 所沢市農業委員会総会議事録

開催日時 令和5年4月25日(火) 午前9時30分～午前10時40分
開催場所 所沢市役所502会議室
議 案 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について
議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について
議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について
議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について(農地中間管理機構)

出席委員 1番 池田 正巳 2番 越阪部 勲 3番 越阪部 一
4番 内野 喜昭 5番 糟谷 裕義 7番 池田 稔
8番 鈴木 浩之 10番 石井 一 11番 川口 浩
12番 栗原 茂 13番 大館 浩一 14番 石井 進
15番 水村 英紀

欠席委員 4番 内野 喜昭 6番 増田 貴雄 9番 見澤 幸一
16番 本橋 与志喜

農業委員会事務局の進行により、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による委員の過半数の出席があることを報告し開会。池田会長のあいさつの後、引き続き池田会長が議長となり議事を進めた。

議 長： 議事に入ります。

本日の総会の議事録署名委員に議席番号11番 川口 浩委員、12番 栗原 茂委員を指名します。

1 議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について

議長：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第1号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

初めに、申請番号1番、所在地は大字北岩岡字八幡北の2筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は2筆合わせて3,806平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。

次に、申請番号2番、所在地は大字本郷字下前の1筆です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は1,133平方メートルです。受人の耕作面積等は議案書に記載のとおりです。申請事由は増反によるものです。権利事由は売買による所有権移転です。受人の耕作地はすべて東村山市となっておりまして、東村山市農業委員会に対して受人の畑の管理状況について照会を行ったところ、適正に管理が行われているとの回答がありました。本件につきましては、農地サポート事業を通して申請があったもので、渡人から耕作しきれないとの申し出があったこと、令和5年4月1日から農地法の一部改正により5反要件がなくなったこともあり、受人が購入して耕作するものです。以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。申請地及び受人の北岩岡地区の耕作状況、営農状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適正に管理されております。また、北岩岡地区の耕作状況ですが、現在は更地でしたが、今後は耕作を行っていくとのことでしたので、この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議長：次に、受人の花園地区の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、きれいに管理されておりました。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可といたします。

議長：申請番号2番について審議します。申請地の耕作状況について地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適正に管理されております。この申請については、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと考えられます。審議のほどお願いします。

議 長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可することに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、許可といたします。

2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について

議長：「議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第2号 農地法第4条の規定による許可後の計画変更申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字中新井字富士見台の1筆です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は398平方メートルです。用途は農家住宅です。許可年月日は、令和5年1月19日です。農地区分は農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は当初事業計画の3階建て農家住宅から2階建て農家住宅に変更するものです。

以上1件です

議長：申請番号1番について審議します。申請地の状況について地区担当の意見ををお願いします。

委員：申請地に隣接する所有農地にプレハブが建っているとの情報から現地を確認しました。建築物と敷かれていた砂利が移動、撤去され、現状回復されておりました。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

3 議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について

議 長：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第3号 農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は三ヶ島五丁目です。地目は登記、現況いずれも畑です。面積は973平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は資材置場を設置するものです。権利事由は売買による所有権移転です。農地区分については上水道、下水道が整備され、半径500メートル以内に公共施設が2つ以上あることから第3種農地と判断されます。申請事由は申請地を買い受け、資材置場を設置するものです。

以上1件です

議 長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第3種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： （全員挙手）

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

4 議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について

議長：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第4号 農地法第5条の規定による貸借権設定の許可申請について」ご説明いたします。

申請番号1番、所在地は大字南永井字大帖です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は415平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール以上の第1種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。

申請番号2番、所在地は東狭山ヶ丘五丁目です。地目は登記、現況ともに畑です。面積は312平方メートルです。受人、渡人は議案書に記載のとおりです。用途は自己住宅です。権利事由は使用貸借の設定です。農地区分については農地の一団性が10ヘクタール未満の第2種農地と判断されます。申請事由は申請地を妻の父から借り受け、自己用住宅を建築するものです。なお、令和3年4月15日に350平方メートルの農振農用地区域からの除外が決定されている農地となりますが、受人の都合により面積が変更となっております。差分の38平方メートルにつきましては、今後、農振農用地区域への編入手続きを行う予定です。

以上2件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第1種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長：申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委員：（全員挙手）

議長：挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、許可相当といたします。

議長：申請番号2番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されております。事務局説明のとおり第2種農地と判断されます。農地転用に関する許可基準からみて、許可の要件をすべて満たしており、転用はやむを得ないものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議 長： 申請番号2番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号2番について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を願います。

委 員： (全員挙手)

議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番については、全会一致、許可相当といたします。

5 議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について

議長：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第5号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は北野一丁目です。現況地目は畑で、面積は1,487平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目の2筆と北野三丁目の1筆を合わせた3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,466平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は北野二丁目です。現況地目は畑で、面積は724平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字神米金字向台の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,468平方メートルです。以前からの使用貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は大字牛沼字川向の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,540平方メートルです。新規に賃貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年5月1日から令和15年4月30日までの10年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、賃借料は議案書に記載のとおりです。所在地は西狭山ヶ丘二丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて1,764平方メートルです。以前からの賃貸借契約を更新するもので、契約期間は令和5年5月1日から令和10年4月30日までの5年間です。

以上6件です。

議長：申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員：現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号2番及び3番については関連しますので一括で審議してよろしいでしょうか。

委員： (異議なし)

議長： 申請番号2番及び3番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号2番及び3番について、質疑、意見はありますか。

委員： 申請番号3番について、議案案内図にある写真では山になっているようですが、現況はどのようになっているのでしょうか。

委員： 写真ではわかりづらいのですが、写真の下半分が当該農地で、上半分は山林となります。

議長： それでは、質疑、意見を終結いたしまして、申請番号2番及び3番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番及び3番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号4番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号4番について、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号4番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： (全員挙手)

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号4番については、全会一致、決定といたします。

議長： 申請番号5番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われま。審議のほどお願いいたします。

- 議 長： 申請番号5番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号5番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。
- 委 員： (全員挙手)
- 議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号5番については、全会一致、決定といたします。
- 議 長： 申請番号6番について審議します。地区担当の意見をお願いします。
- 委 員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当該計画については、妥当なものと思われます。審議のほどお願いいたします。
- 議 長： 申請番号6番について、質疑、意見はありますか。
質疑、意見がないようですので、申請番号6番について、決定することに賛成の委員の挙手を願います。
- 委 員： (全員挙手)
- 議 長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号6番については、全会一致、決定といたします。

6 議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）

議長：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」事務局から説明をお願いします。

事務局：「議案第6号 農用地利用集積計画の利用権設定の決定について（農地中間管理機構）」ご説明いたします。

申請番号1番、受人、渡人、営農面積は議案書に記載のとおりです。所在地は大字下富字武野です。現況地目は畑で、面積は2,191平方メートルです。新規に使用貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年7月1日から令和6年3月31日までの9か月です。

申請番号2番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は西狭山ヶ丘二丁目の2筆と林二丁目の2筆、三ヶ島五丁目の1筆で、合わせて5筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は5筆合わせて6,468平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年7月1日から令和11年6月30日までの6年間です。

申請番号3番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は林二丁目の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて2,777平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年7月1日から令和11年6月30日までの6年間です。

申請番号4番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の3筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は3筆合わせて4,197平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年7月1日から令和11年6月30日までの6年間です。

申請番号5番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて2,341平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年7月1日から令和11年6月30日までの6年間です。

申請番号6番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて4,338平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年7月1日から令和11年6月30日までの6年間です。

申請番号7番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は三ヶ島五丁目の2筆です。現況地目はいずれも畑で、面積は2筆合わせて7,440平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年7月1日から令和11年6月30日までの6年間です。権利の種類は貸借によるものです。

申請番号8番、受人、渡人、営農面積、貸借料は議案書に記載のとおりです。所在地は糎谷です。現況地目は畑で、面積は2,207平方メートルです。新規に貸借契約を結ぶもので、契約期間は令和5年7月1日から令和11年6月30日までの6年間です。

なお、申請番号2番から8番までにつきましては、後ほど、農用地利用集積等促進計画（原案）に対する意見について、審議をお願いしたいと考えております。

以上8件です。

議長： 申請番号1番について審議します。地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 申請番号1番について、質疑、意見はありますか。

議長： 質疑、意見がないようですので、申請番号1番について、決定することに
賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号1番については、全会一致、決定
といたします。

議長： 申請番号2番から8番までについては関連しますので一括で審議してよろ
しいでしょうか。

委員： （異議なし）

議長： それでは、申請番号2番から8番までについて審議します。各地区担当の
意見をお願いします。初めに、西狭山ヶ丘地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、当
該計画については、妥当なものと思われ
ます。審議のほどお願いいたします。

議長： 次に、林地区、糶谷地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。

議長： 次に、三ヶ島五丁目地区担当の意見をお願いします。

委員： 現地を確認したところ、適切に管理されており、特に問題はないと思われ
ます。

議長： 申請番号2番から8番までについて、質疑、意見はありますか。

質疑、意見がないようですので、申請番号2番から8番までについて、決
定することに賛成の委員の挙手を願います。

委員： （全員挙手）

議長： 挙手総員と認めます。よって、申請番号2番から8番までについては、
全会一致、決定といたします。

7 報告事項について

議 長： 報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局： 報告事項についてご報告いたします。

「報告事項1 農地法第3条の3第1項による所有権移転の届出について」は、13件の届出がありました。

「報告事項2 農地法第4条の規定による届出について」は、4件の届出がありました。

「報告事項3 農地法第5条の規定による所有権移転の届出について」は、20件の届出がありました。

「報告事項4 農地法第5条の規定による貸借権設定の届出について」は、3件の届出がありました。

「報告事項5 相続税の納税猶予に関する適格者証明書について」は、2件の証明の交付を行いました。

「報告事項6 農地法第18条の規定による合意解約の通知について」は、3件の通知がありました。

以上です。

8 その他

議 長： その他の事項について何かありますか。

事務局： 本日ご審議いただきました議案第6号の申請番号2番から8番までを内容といたします、農用地利用集積促進計画（原案）に対するご意見について、ご審議をお願いいたします。

議 長： 本件について、何かご意見はありますか。

委 員： （な し）

議 長： 「意見なし」として回答してよろしいですか。

委 員： （異議なし）

議 長： それでは、そのように取り計らいます。以上ですべての議事を終了します。

川口会長職務代理者により閉会 （午前10時40分）